

台風第 10 号による被害及び支援策の実施状況について（2 月 12 日 16 時 00 分）

※毎週水曜日更新

1 災害対策本部及び復旧対策本部の設置・廃止

8 月 28 日 水曜日

5 時 00 分 情報連絡本部設置

12 時 00 分 災害警戒本部設置 高齢者等避難発令（市内全域）

15 時 00 分 災害対策本部設置 避難指示発令（市内全域）

8 月 29 日 木曜日

19 時 30 分 避難指示の一部区域を解除

8 月 30 日 金曜日

21 時 00 分 避難指示を全域解除

9 月 2 日 月曜日

災害救助法適用の公表（適用日：8 月 29 日）

災害復旧対策本部設置

9 月 17 日 火曜日

18 時 00 分 災害対策本部廃止（災害復旧対策本部は引き続き設置）

2 被害調査等の状況

（1）被災者台帳登録世帯数（令和 7 年 2 月 12 日現在）

全壊	4 世帯
大規模半壊	2 世帯
中規模半壊	8 世帯
半壊	75 世帯
準半壊	124 世帯
床下浸水	1 世帯
一部損壊	1,548 世帯
合計	1,762 世帯

※ 被災者台帳登録世帯数により被害状況を報告します。

なお、今後も住家被害の補完調査や再調査等により被害世帯数は変動する見込みです。

（2）罹災証明書発行状況（令和 7 年 2 月 12 日 10 時 00 分現在）

申請数 1,154 件

発行数 1,151 件（進捗率 99.7%）

3 各種支援策の実施状況（主なもの）

（1）見舞金支給事業

事業の概要 住家の被害区分が「一部損壊以上」である世帯主に見舞金を支給する。

全壊：5 万円

大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊：3 万円

対象世帯への案内 1,762 件通知済み（令和 7 年 2 月 12 日現在）
見舞金の支給 1,745 件振込処理済み（令和 7 年 2 月 12 日現在）

（2）生活再建支援事業（支援金の支給）

事業の概要 住家の被害区分が「準半壊以上」である世帯主に支援金を支給する。

全壊・大規模半壊：30 万円

中規模半壊・半壊：20 万円

準半壊：10 万円

対象世帯への案内 213 件通知済み（令和 7 年 2 月 12 日現在）

支援金の支給 201 件振込処理済み（令和 7 年 2 月 12 日現在）

（3）被災住宅の支援

①住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

事業の概要 住家の被害区分が「準半壊以上（相当）」である住家の修理に要する経費（51,500 円以内）を市が業者に支払う。（現物給付）

修理の完了期限 令和 6 年 9 月 27 日（災害発生の日から 30 日以内）

申込件数 162 件（受付終了）

②日常生活に必要な最小限度の部分の修理

事業の概要 住家の被害区分が「準半壊以上」である住家における日常生活に必要な最小限度の部分の修理に要する経費を市が業者に支払う。（現物給付）

大規模半壊・中規模半壊・半壊：717,000 円以内

準半壊：348,000 円以内

修理の完了期限 令和 7 年 8 月 28 日（災害発生の日から 1 年以内）

申込件数 73 件（令和 7 年 2 月 11 日現在）

（4）生活必需品の給与・貸与

事業の概要 住家の被害区分が「全壊」または「半壊（大規模半壊・中規模半壊）」の世帯に対し、被服、寝具その他生活必需品を支給する。

限度額 世帯員数により異なる

例：全壊の場合 1 人世帯：19,800 円、3 人世帯：37,700 円

半壊の場合 1 人世帯：6,500 円、3 人世帯：13,000 円

申請件数 40 件（令和 6 年 10 月 28 日受付終了）

事業完了期限 令和 6 年 10 月 28 日（災害発生の日から 60 日以内）

（5）学用品の給与

事業の概要 住家の被害区分が「半壊以上」の世帯のうち、災害により就学上支障のある小学校児童・中学校生徒に対し、学用品を支給する。

限度額 教科書・正規の教材 実費の範囲内

事業完了期限 令和6年10月28日（災害発生の日から60日以内）

申込期間 令和7年9月23日まで